

台東区福祉のまちづくり整備要綱

台福福発第 33 号

平成3年4月1日

改正 平成 8年12月25日

改正 平成21年10月 1日

(目 的)

第1条 この要綱は、障害者や高齢者などを含めたすべての区民が、区内の公共的性格をもつ建築物、道路、公園等の各種施設(以下「対象施設」という。)を安全かつ、快適に利用できるよう施設の整備に関する基準を定め、建築主又は管理者等(以下「建築主等」という。)の理解と協力を得て施設の整備を促進することにより、本区における福祉のまちづくりに資することを目的とする。

(対象施設)

第2条 この要綱は、次の各号に掲げる施設に適用する。

- (1) 別表1「整備箇所一覧」に掲げる対象施設欄の各項の用途に供するもので、同表の対象床面積に該当する施設及びこれに付帯する施設
- (2) 道路及びこれに付帯する施設
- (3) 公園及びこれに付帯する施設
- (4) 公共交通機関及びこれに付帯する施設
- (5) その他区長が特に必要と認める施設

(整備基準)

第3条 第1条の目的を達成するための技術的標準(以下「整備基準」という。)は、東京都福祉のまちづくり条例(平成7年東京都条例第33号)に基づく「遵守基準」とする。

- 2 整備基準に適合させる対象施設の整備箇所は、別表1「整備箇所一覧」のとおりとする。

(整備の推進)

第4条 建築主等は、対象施設を新設又は改修(建築物については、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更(用途を変更して対象施設にする場合に限る。)を含む。)(以下「建築等」という。)をしようとする場合には、その施設の用途及び規模等に応じて、整備基準に適合するよう努めるものとする。ただし、対象施設の位置、土地の形状その他の事情により、同基準の適用が困難と区長が認める場合は、補助手段の採用その他の代替措置を講ずることができるものとする。

- 2 既設の対象施設については、可能な限り整備基準に適合するよう整備に努めるものとする。

(届 出)

第5条 建築主等は、第2条に掲げる対象施設の建築等をしようとするときは、あらかじめその計画について区長に届け出るものとし、対象施設が建築物である場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項及び第6条の2第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認申請を行う30日前までに届け出るものとする。ただし、国、都又は区が建築主等である場合は、届出は不要とする。

2 建築主等は、前項の届出を行う場合は、台東区福祉のまちづくり整備届出書（別記**第1号様式**）に次の各号に掲げる書類を添付のうえ、区長に提出するものとする。

(1) 案内図（方位、道路及び目標物を明示したもの）

(2) 配置図（建築物の位置、道路から建築物の出入口までの経路、付帯駐車場の位置及び敷地の高低差等を明示したもの）

(3) 平面図（縮尺、方位、寸法、各部の名称及び整備箇所を明示したもの）

(4) 特定都市施設整備項目表（東京都福祉のまちづくり条例施行規則（平成8年東京都規則第169号）**第5号又は第6号様式**）

(5) 建築主等が前条第1項ただし書の代替措置を講じようとするときはその代替措置の内容及び理由を付した書類

(6) その他区長が特に必要と認めるもの

3 法令又は東京都の条例により、整備基準と同等以上の措置を講ずることとなるよう定めている事項については、届出は不要とする。

(報告及び確認)

第6条 建築主等は、当該施設の建築等が完了したときは、台東区福祉のまちづくり整備完了届（別記**第2号様式**）に前条第2項各号に掲げる書類を添付のうえ、区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の届出を受けた場合は、整備の完了を速やかに確認し、整備基準に適合していると認めるときは、建築主等に対し、整備完了確認通知書（別記**第3号様式**）を交付するものとする。

(周知及び啓発)

第7条 区長は、福祉のまちづくりの整備について区民その他関係者に対し、理解と普及に努めるものとする。

(指導及び助言)

第8条 区長は、この要綱に基づき整備を行う施設の建築主等に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

(委 任)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成3年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年1月1日から施行する。(第5条第4項を追加)

付 則

1 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

2 この要綱の規定は、施行日後に改正後の要綱第5条の規定による届出をしたものについて適用し、この要綱の施行日前に改正前の要綱の規定に基づき開始した事前協議によるものについては、なお従前の例による。